

ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん) 予防接種のお知らせ

<子宮頸がんとは>

子宮頸がんは、子宮の頸部という子宮の出口に近い部分にできるがんです。日本では、年間約 1 万人以上の女性が子宮頸がんにかかり、毎年、約 3,000 人が亡くなっています。特に 20~40 代の女性に急増している病気です。子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルス(HPV)というウイルスの感染が主な原因となっています。

ヒトパピローマウイルス(HPV)は性交渉により感染しますが、皮膚や粘膜に存在するごくありふれたウイルスで、50%以上の女性が一生に一度は感染すると言われています。感染は一時的で、ほとんどの場合は免疫力で自然に排除(90%以上)されますが、ごくまれにウイルスが体内に長く住みつき、子宮頸がんを発症することがあります。

<ワクチンについて>

ヒトパピローマウイルスは、100 種以上の遺伝子型に分類されます。ワクチンは、「シルガード」を使用します。このワクチンは、子宮頸がん患者から最も多く検出される HPV16 型及び 18 型を含み、生殖器にできる良性のいぼ(尖圭コンジローマ)の原因となる HPV6、11 型への効果に加え HPV31、33、45、52、58 型への効果があります。※2026 年4月から定期予防接種で使用できるワクチンは 9 価ワクチン(シルガード)のみになりました。

<接種後の副反応について>

- 多くの人に起こる症状(接種を受けた人の10%以上に起こった症状)
 - 注射した部分の痛み、腫れ、発赤、筋肉や関節の痛み
- その他の症状
 - 注射した部分のかゆみ、出血、不快感、発熱、めまい、発しん、じんましん、緊張や不安、痛みなどをきっかけに気を失う
- まれですが、起こるかもしれない症状
 - 呼吸困難、じんましんなどを症状とする重いアレルギー(アナフィラキシーショック)
 - 手足の力が入りにくいなどの症状(ギラン・バレー症候群)
 - 頭痛、嘔吐、意識の低下などの症状(急性散在性脳脊髄炎(ADEM))

★接種後 30 分間は接種医療機関にて様子を見てください。気になる症状等が見られましたら接種医にご相談ください

1 持参するもの

ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票(松戸市交付) 予防接種番号 母子健康手帳
氏名・生年月日・住所が確認できるもの(マイナンバーカードなど) 子ども医療費助成受給券
★「予診票(無料券)」に必要事項を記入する際は、ボールペンを使用してください

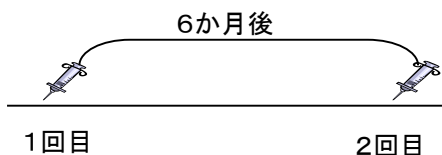
2 対象年齢(対象年齢を過ぎると無料では接種できません)

小学6年生～高校1年生相当の女子(12歳の誕生日を含む年度当初から16歳の誕生日を含む年度末まで)
※標準的な接種期間: 中学1年生の間に接種

3 接種回数と接種間隔

シルガードの標準接種スケジュール

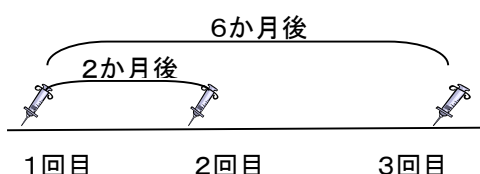
① 1 回目の接種が 15 歳未満 (2 回で完了)



(標準接種スケジュール通りできなかった場合)

- ・ 2 回目は初回から 5 か月以上の間隔をおいて接種する。
- ・ 2 回目が初回から 5 か月未満である場合は、3 回目の接種が必要です。
この場合、2 回目は初回から 1 か月以上の間隔をおいて接種し、
3 回目は 2 回目から 3 か月以上の間隔をおいて接種する。

② 1 回目の接種が 15 歳以上 (3 回で完了)



(標準接種スケジュール通りできなかった場合)

- ・ 2 回目は初回から 1 か月以上の間隔をおいて接種し、
3 回目は 2 回目から 3 か月以上の間隔をおいて接種する。

※3回目は、最短でも2回目から3か月以上の間隔をおいて接種

※「サーバリックス」と「ガーダシル」で接種されていた方は3回接種が必要です。残りの回数を「シルガード」で接種します。

4 接種方法

- ・松戸市と契約をしている医療機関で受ける個別接種です。(別紙医療機関一覧表参照)
- ・契約している医療機関以外では「予診票(無料券)」は使用できません。
- ・転出等で松戸市に住民登録がない場合は、松戸市発行の「予診票(無料券)」は使用できません。
- ・原則、お子様の普段の健康状態をよく知っている保護者の同伴が必要です。

なお、13歳以上の方については、保護者が予診票の1枚目 **市提出用** の裏にある【予防接種の対象となっている小学6年生～高校1年生に相当する年齢のお子様をお持ちの保護者の方へ】の記載事項を読んで理解し、納得してお子様へ予防接種を受けさせることを希望する場合、この「予診票」の保護者の自筆署名欄に自ら署名したものを医療機関に持っていくことで、保護者が同伴しなくてもお子様は予防接種を受けることができます。(13歳未満は必ず保護者同伴)

5 ワクチンを接種することができない方

- (1)明らかに発熱(通常 37.5℃以上を言います)のある方
- (2)重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなる方(急性で重症な病気で、薬を飲む必要のある方は、その後の病気の变化もわからないことから、その日は接種を受けないことが原則です。)
- (3)ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん) 予防ワクチンの成分に対して過敏症を起こしたことがある方
- (4)その他、医師が不適切な状態と判断した場合

6 ワクチンを接種する前に医師とよく相談しなくてはならない方

下記に該当する人は、かかりつけの医師と相談して受けましょう。

- (1)心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患がある方
- (2)過去に予防接種を受けた後、2日以内に発熱のみられた方
- (3)過去にけいれん(ひきつけ)を起こしたことがある方
- (4)過去に免疫不全の診断がされている方、及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる場合
- (5)血小板減少症や凝固障害がある方
- (6)妊娠している方、または妊娠している可能性のある方

※妊婦又は妊娠している可能性のある方は原則接種しないこととし、予防接種の有益性が危険性を上回ると判断された場合のみ接種できます。

7 ワクチン接種上の注意

- (1)接種後、失神発作があらわれることがあるので、転倒等を防止するため、注射後の移動の際は保護者又は医療関係者が腕を持つなどして付き添うようにし、接種後30分程度は背もたれのある椅子に座らせるなど、なるべく立ち上がらないようにしましょう
- (2)接種後、1週間は副反応の出現に注意しましょう。
- (3)接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し控えありませんが、接種部位を揉んだりしないようにしましょう。
- (4)当日は、激しい運動は避けましょう。

8 健康被害の救済制度について

・定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

ワクチンを接種して安心するのではなく、ワクチンを接種された方も20歳を過ぎたら定期的な子宮がん検診を受けることが大切です!